

第1回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 8年 7月21日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 8年 7月21日(火) 9時45分～10時54分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 議事録署名委員の指名
日程第3 選挙第1号 会長の選挙
日程第4 選挙第2号 会長職務代理者の選挙
日程第5 議席の指定
日程第6 部会委員の選任
日程第7 一般社団法人北海道農業会議の普通会员に会長就任の件
日程第8 芽室町農業後継者対策推進委員会役員について

●出席委員

1番	平林 浩哉	2番	中捨 雅裕	3番	河瀬 貴光	4番	大友 貴弘
5番	入口 吉貴	6番	小林 睦未	7番	高橋 重幸	8番	堀井 和宏
9番	嶋崎 敏文	10番	野澤 修治	11番	盛田 義政	12番	山川 直孝
13番	小林 幸雄	14番	土屋 克彦	15番	鳥本 和則	16番	高橋 仁
17番	栗野 秀明						

●欠席委員

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成

事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏

農地振興係主任 大畑 絵理子

●議事録署名委員

3番 河瀬委員

4番 大友委員

(10時00分 開会)

○事務局長（藤野） 修礼を行いますので、ご起立をお願いします。「よろしくお願いします」ご着席下さい。本日は、任命後初めての農業委員会総会でございます。本来ですと、招集者として手島町長がご挨拶するところではありますが、先ほど任命式の中でご挨拶を頂いておりますので、省略し、進めさせていただきます。

それでは、事務局職員並びに農業委員の紹介を行います。まず、事務局職員から自己紹介で初めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

【局長→係長→係】

続けて、委員の皆さんも順に自己紹介をお願いします。

【仮議席順に自己紹介】

ありがとうございました。

本日の出席委員は全員の17名でございます。ただ今から、第1回農業委員会総会が開催となりますが、本総会は任命後、初めての開催でございます。会長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席委員の中で年長の委員が仮議長の職務を行うことになっております。年長の平林委員をご紹介します。平林委員、議長席へお越してください。

○仮議長（平林委員） ただ今、ご紹介を頂きました平林です。地方自治法第107条の規定を準用し、会長選挙が終わるまでの間、仮議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。ただ今から、第1回農業委員会総会を開催いたします。これから、本日の会議を開きます。議事日程に従って取り進めます。

●日程第1 仮議席の指定

○仮議長（平林委員） 日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は、芽室町農業委員会会議規則運用規程第3条の規定により、ただ今、ご着席の議席を指定いたします。

●日程第2 議事録署名委員の指名

○仮議長（平林委員） 日程第2 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則運用規程第13条第2項に規定する議事録署名委員に1番 河瀬委員、2番 大友委員を指名いたします。

●日程第3 選挙第1号 会長の選挙

○仮議長（平林委員） 日程第3 選挙第1号 会長の選挙を行います。芽室町農業委員会規則運用規程第4条の規定に基づき、選挙を行います。選挙は投票で行います。ただ今の出席委員は、17名であります。次に、立会人を指名します。3番 堀井委員、4番 中捨委員を指名します。投票用紙を配ります。

【職員、仮議席順に投票用紙を配布】

○仮議長（平林委員） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

【なし・・・との声】

○仮議長（平林委員） 投票用紙の配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

【職員が投票箱を点検し投票箱が空であることを全員に示し、投票箱を開票用机に置く】

○仮議長（平林委員） 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

【記載時間を設ける】

○仮議長（平林委員） これから、投票を行っていただきますが、事務局長からの点呼の順に行い、向かって左側から投票を行います。

○事務局長（藤野） それでは、点呼を行います。

【委員名点呼】

○仮議長（平林委員） 投票漏れはありませんか。

【なし・・・との声】

○仮議長（平林委員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから、開票を行います。堀井委員、中捨委員の立会をお願いします。

【職員、立会人のもとで 開票作業を行う】

○仮議長（平林委員） それでは選挙の結果を報告します。投票総数17票、これは出席委員数に符合しております。そのうち有効投票17票、無効投票0票、有効投票のうち平林委員16票、盛田委員1票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、芽室町農業委員会規則運用規程第4条第7項の規定により有効投票数の4分の1以上となっております。したがって、私、平林が会長に当選となりました。皆様の投票の結果、私が会長となりました。芽室町農業委員会規則運用規程第4条第8項の規定にある、当選の告知をしたものとさせていただきます。

○17番（平林委員） この場をお借りして、一言ご挨拶させていただきます。【挨拶】

○仮議長（平林委員） ただ今、新会長が決まりましたので、これで仮議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。ここで 暫時休憩いたします。

10時21分 休憩

10時22分 再開

●日程第4 選挙第2号 会長職務代理者の選挙

○議長（平林会長） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。日程第4 選挙第2号 会長職務代理者選挙を行います。芽室町農業委員会規則運用規程第4条の規定に基づき、選挙を行います。選挙は投票で行います。ただ今の出席委員は、17名であります。次に、立会人を指名します。5番 入口委員、6番 嶋崎委員を指名します。投票用紙を配ります。

【職員、仮議席順に 投票用紙を配布】

○議長（平林会長） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（平林会長） 投票用紙の配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

【職員が投票箱を点検し投票箱が空であることを全員に示し、投票箱を開票用机に置く】

○議長（平林会長） 異常なしと認めます。念のため、申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

【記載時間を設ける】

○議長（平林会長） これから、投票を行っていただきますが、事務局長からの点呼の順に向かって左側から投票を行います。

○事務局長（藤野） それでは、点呼を行います。

【委員名点呼】

○議長（平林会長） 投票漏れはありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（平林会長） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから、開票を行います。入口委員、嶋崎委員の立会をお願いします。

【職員、立会人のもとで 開票作業を行う】

○議長（平林会長） 選挙の結果を報告します。投票総数 17 票、これは出席委員数に符合しております。そのうち有効投票数 17 票、無効投票 0 票、有効投票のうち中捨委員が 17 票、無効票 1 票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、芽室町農業委員会規則運用規程第 4 条第 7 項の規定により有効投票数の 4 分の 1 以上となっております。したがって、中捨委員が会長職務代理者に当選されました。ただいま、会長職務代理に当選されました中捨委員がおられます。芽室町農業委員会規則運用規程第 4 条第 8 項の規定により、当選の告知をします。それでは、中捨委員から、会長職務代理就任のご挨拶を頂きます。

○4 番（中捨委員） 【挨拶】

●日程第 5 議席の指定

○議長（平林会長） 日程第 5 議席指定の件を行います。議席は、農業委員会会議規則第 7 条及び芽室町農業委員会会議規則運用規程第 6 条により議長において指定いたします。議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（藤野） 1 番 会長、平林委員、2 番 会長職務代理者 中捨委員、3 番 河瀬委員、4 番 大友委員、5 番 入口委員、6 番 小林睦未委員、7 番 高橋重幸委員、8 番 堀井委員、9 番 嶋崎委員、10 番 野澤委員、11 番 盛田委員、12 番 山川委員、13 番 小林幸雄委員、14 番 土屋委員、15 番 鳥本委員、16 番 高橋仁委員、17 番 栗野委員、以上です。

○議長（平林会長） ただいま、朗読したとおり議席を指定いたします。議席が決まりましたので、指定の席にお着き頂きたいと思います。暫時休憩といたしますので、この間に議席の移動をお願いいたします。

10 時 33 分 休憩

10 時 35 分 再開

●日程第6 部会委員の選任

○議長（平林会長） 休憩を取り消し、会議を再開します。日程第6 各部会委員選任を行います。部会委員の選任については、芽室町農業委員会規則第11条第1項の規定により 会長が指名いたします。

○議長（平林会長） それでは、農地部会から指名させていただきたいと思います。中捨委員、大友委員、入口委員、小林睦未委員、嶋崎委員、盛田委員、小林幸雄委員、鳥本委員、栗野委員です。つづきまして、農政部会を指名いたします。平林、河瀬委員、高橋重幸委員、堀井委員、野澤委員、山川委員、土屋委員、高橋仁委員であります。以上のとおり、指名したいと思います。異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（平林会長） 異議なしと認めます。したがって、2部会の委員の選任は、ただいま指名したとおり決定いたしました。これより11時00分まで休憩といたしますので、この間に部会を開催していただき、芽室町農業委員会規則第11条第2項の規定により、正副部会長の互選をしていただき事務局長まで氏名の報告をお願いします。なお、農地部会は3階の説明員室で、農政部会は当会場で開催します。それでは、休憩といたします。

10時38分 休憩

10時54分 再開

○議長（平林会長） 休憩を取り消し、会議を再開します。それでは、各部会で選出された部会長・副部会長の報告を事務局長から行います。

○事務局長（藤野） それでは報告いたします。農地部会部会長に盛田委員、副部会長に嶋崎委員。農政部会部会長に山川委員、副部会長に野澤委員となりました。以上です。

○議長（平林会長） ただいま報告がありましたが、この件については 各部会委員の互選ということになっておりますので、報告のとおりとさせていただきます。

●日程第7 一般社団法人北海道農業会議の普通会员に会長就任の件について

○議長（平林会長） 日程第7 一般社団法人北海道農業会議の普通会员に会長就任の件を議題といたします。それでは、事務局説明願います。

○事務局長（藤野） 一般社団法人北海道農業会議の普通会员に会長就任の件。一般社団法人北海道農業会議定款第6条第4項第1号の規程により、会長の就任を確認する。

○事務局長（藤野） 北海道農業会議は農業委員会法に基づく、農業委員会ネットワーク業務を行うため、北海道知事の指定を受けた法人で、各農業委員会相互の連絡調整等を担っています。この定款に、市町村農業委員会会長が普通会员の資格を有する者として規定されており、平林会長の就任を確認するものです。

○議長（平林会長） ただいま、事務局長から説明がありました。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（平林会長） それでは、事務局説明のとおり決定することよろしいでしょうか。

【異議なし・・・との声】

○議長（平林会長） 異議のないものと認め、私が、一般社団法人北海道農業会議の普通会員とさせていただきます。

●日程第8 芽室町農業後継者対策推進委員会役員について

○議長（平林会長） 次に、日程第8 芽室町農業後継者対策推進委員会役員の件を議題といたします。それでは、事務局説明願います。

○事務局長（藤野） 芽室町農業後継者対策推進委員会規約第4条第1項第3号に基づき、次のとおり委員とする。

○事務局長（藤野） 芽室町農業後継者対策推進委員会は、農業後継者の育成、確保を目的に、主に農業後継者の婚活の事業を行っている組織で、農業委員会もその構成員となっております。この規約により、会長、代理、部会長2名が役員となる旨、規定されています。

○議長（平林会長） ただいま、事務局長から説明がありました。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（平林会長） それでは、事務局説明のとおり決定することよろしいでしょうか。

【異議なし・・・との声】

○議長（平林会長） 異議のないものと認め、芽室町農業後継者対策推進委員会の委員につきましても、事務局の説明のとおりとすることといたします。

以上をもちまして、本日の総会に提案した議案の審議は全て終了いたしました。これを持ちまして、第1回農業委員会総会を終了いたします。

（11時01分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 8年 7月21日

議 長（農業委員会会長）

平林浩哉

会 議 録 署 名 委 員

河瀬貴光

会 議 録 署 名 委 員

大友貴弘